

なお、本事案については、事案の詳細を更に把握した上で、今後、追加的な対策も検討してまいります。

記

- ① 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- ② 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
- ③ 送迎バスを運行する場合には、事故防止に努める観点から、
 - ・ 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
 - ・ 子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。
- ④ 各幼稚園等においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、適宜見直し、必要に応じて改定すること。

【問合せ先】

- 保育所の事件及び事故に関すること
厚生労働省子ども家庭局総務課
少子化総合対策室指導係
tel : 03-5253-1111 (内線 4838)
- 保育所の運営指導、設備及び職員配置基準に関すること
厚生労働省子ども家庭局保育課
企画調整係
tel : 03-5253-1111 (内線 4852, 4854)
- 幼稚園及び特別支援学校幼稚部における安全管理に関すること
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
tel : 03-5253-4111 (内線 2966)
- 幼稚園に関すること
文部科学省初等中等教育局
幼児教育課 企画係

tel : 03-5253-4111 (内線 3136)

●特別支援学校幼稚部に関すること

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課指導係

tel : 03-5253-4111 (内線 3716)

●認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部

参事官 (認定こども園担当) 付

tel : 03-5253-2111 (内線 38376)

●事故報告等に関すること

内閣府子ども・子育て本部

参事官 (子ども・子育て支援担当) 付

tel : 03-5253-2111 (内線 38350)